

2024年1月1日以後に受けた贈与について

2023年度税制改正により、2024年1月1日以後に受けた贈与(暦年課税と相続時精算課税)について、以下の見直しが行われました。

相続税額の計算

暦年課税

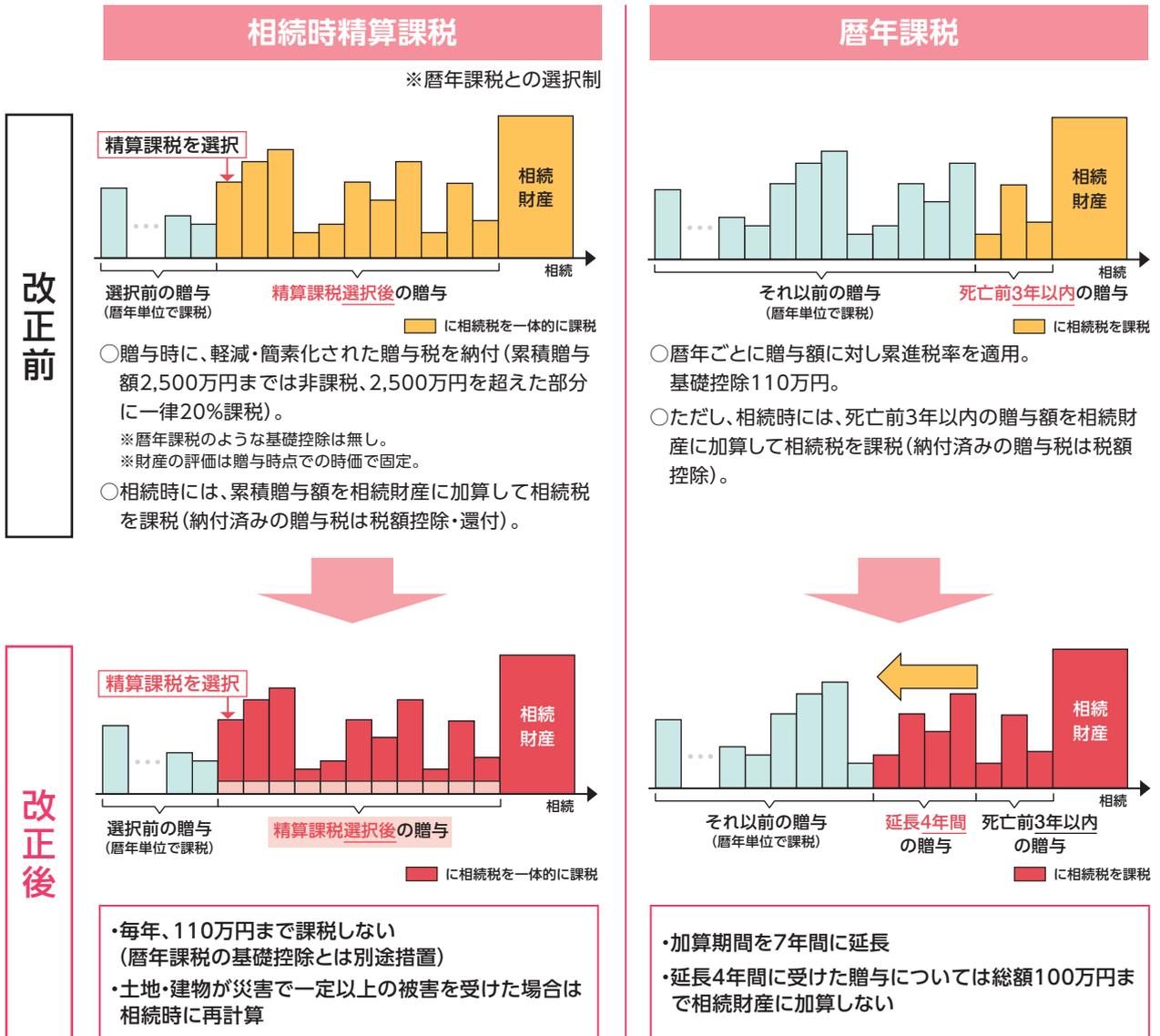
2024年1月1日以後に受けた贈与については、贈与を受けた財産の相続財産に加算する期間を相続開始前3年間から段階的に7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与の総額のうち総額100万円までは相続財産に加算しない見直しが行われました。(加算期間のイメージは34ページに記載しております。)

相続時精算課税

2024年1月1日以後に受けた贈与については、現行の暦年贈与の基礎控除とは別に、年間110万円の基礎控除が創設されました。また、相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合に、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われました。

なお、暦年課税と相続時精算課税は、いずれかの選択制となります。

<贈与税と相続税の関係>



(出典)財務省ホームページ「令和5年度税制改正(令和5年3月発行)より

相続税の計算上加算する生前贈与の期間延長

加算期間のイメージ



「相続」について

「相続」への備え

相続税・贈与税

不動産

事業承継

参考情報

相続税・贈与税
早見表

相続時精算課税制度について

参考：国税庁ホームページ

概要

相続時精算課税の制度とは、原則として60歳以上の父母又は祖父母から、18歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日の間に一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出する必要があります。

なお、この制度を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全てこの制度が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

また、この制度の贈与者である父母又は祖父母が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）から年間110万円の基礎控除を控除した残額を加算して相続税額を計算します。相続時精算課税の制度は、贈与税・相続税を通じた課税が行われる制度です。

適用対象者

贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属（子や孫）である推定相続人又は孫とされています。

相続時精算課税の選択と相続税の申告義務

相続時精算課税は、贈与時に、贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額から年間110万円の基礎控除を控除した残額と、相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除することにより、贈与税・相続税を通じた納税を行う制度です。

したがって、相続時精算課税の選択を行った場合に、その贈与者が亡くなったときには、相続時精算課税を適用して贈与を受けた財産から年間110万円の基礎控除を控除した残額を、相続財産に加算して相続税の計算を行います。この計算の結果、相続税の基礎控除額以下であれば相続税の申告は必要ありません。

（注）相続税の申告の必要がない場合でも、相続時精算課税を適用した財産について既に納めた贈与税がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。この還付を受けるための申告書は、相続開始の日の翌日から起算して5年を経過する日まで提出することができます。

小規模宅地等の特例について

参考：国税庁ホームページ

概要

個人が、相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等又は被相続人等の事業の用に供されていた宅地等のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分（以下「小規模宅地等」といいます。）については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額します。この特例を小規模宅地等の特例といいます。なお、相続開始前3年以内に贈与により取得した宅地等や相続時精算課税に係る贈与により取得した宅地等については、この特例の適用を受けることはできません。小規模宅地等については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、次表に掲げる区分ごとに一定の割合を減額します。

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件	限度面積	減額される割合
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		① 特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	② 特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用の宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等（一定の法人の事業の用に供されていたものに限り）	400㎡	80%
		④ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%

(注) 特例の適用を選択する宅地等が次の1又は2のいずれに該当するかに応じて、限度面積を判定します。

- 1 特定居住用宅地等(①)又は特定事業用等宅地等(②又は③)を選択する場合
① ≤ 330であること。また、(②+③) ≤ 400であること。
- 2 貸付事業用宅地等(④)及びそれ以外の宅地等(①、②又は③)を選択する場合
① × 200 / 330 + (②+③) × 200 / 400 + ④ ≤ 200であること。

なお相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等については原則適用できません。ただし、相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている場合は、例外として適用できます。

《例》



被相続人が相続開始の直前において居住していた家屋の敷地を配偶者が取得した場合（特定居住用宅地等・面積330㎡、評価額1億円）

1億円 × (1 - 0.8) (減額割合80%、8,000万円減額) = **2,000万円**

この場合には、2,000万円を課税価格に算入します。

特例が適用となるには一定の要件を満たす必要がありますので、詳細は税理士や税務署等にご確認願います。

「相続」について

「相続」への備え

相続税・贈与税

不動産

事業承継

参考情報

相続税・贈与税
早見表

後見制度について

参考：日本公証人連合会ホームページ

法定後見と任意後見

一般的に後見とは、保護を要する人の後ろ盾となって補佐することをいいますが、法律上の後見は、後見人に財産管理や日常取引の代理等を行ってもらうことによって、保護を必要とする人を守る制度をいいます。

法律上の後見には、法定後見と任意後見があります。法定後見は、裁判所の手続によって後見人が選ばれ、後見が開始する制度です。

例えば、未成年者は、通常は、親権者である親が未成年者に代わって財産管理や取引を行って未成年者を保護するのですが、親がいない場合には、裁判所が後見人を選任して未成年者を保護します(未成年後見)。

また、成人でも、認知症・知的障害・精神障害等によって判断能力が不十分な人については、裁判所が後見人を選任して保護します(成年後見)。

これらに対し、保護を必要とする人が、自分の意思(契約)によって後見人を選任するのが任意後見の制度です。

つまり、法定後見は、判断能力が既に失われたか又は不十分な状態であるため、自分で後見人等を選ぶことが困難な場合に、裁判所が後見人を選ぶ制度であるのに対し、任意後見は、まだ判断能力がある程度(後見の意味が分かる程度)ある人が、自分で後見人を選ぶ制度なのです。

任意後見契約

任意後見契約とは、委任契約の一種で、委任者が、受任者に対し、将来認知症等で自分の判断能力が低下した場合に、自分の後見人になってもらうことを委任する契約です。

人間は、歳をとると、次第に物事を判断する能力が衰え、これがひどくなると、認知症と言われるような状態となることがあります。

認知症に罹患して、自分の財産の管理ができなくなり、いくらお金を持っていても、自分ではお金が使えない事態になります。

また、病院等で医師の治療等を受けようとしても、医師や病院と医療・入院契約を締結することができず、治療等を受けられなくなるおそれもあります。

そこで、自分の判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ、自分がそういう状態になったときに、自分に代わって、財産管理や必要な契約締結等をしてもらうことを、自分の信頼できる人に頼んでおけばすべてその人(「任意後見人」といいます。)にしてもらえるので、安心して老後を迎えることができます。

遺留分について

参考：最高裁判所ホームページ

概要

遺留分とは、一定の相続人（遺留分権利者）について、被相続人（亡くなった方）の財産から法律上取得することが保障されている最低限の取り分のことで、被相続人の生前の贈与又は遺贈によっても奪われることのないものです。

遺留分侵害額請求

被相続人が財産を遺留分権利者以外に贈与又は遺贈し、遺留分に相当する財産を受け取ることができなかった場合、遺留分権利者は、贈与又は遺贈を受けた者に対し、遺留分を侵害されたとして、その侵害額に相当する金銭の支払を請求することができます。これを遺留分侵害額の請求といいます。

遺留分侵害額の請求について当事者間で話し合いがつかない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらったりするなどして事情をよく把握したうえで、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をしたりして、話し合いを進めていきます。

なお、遺留分侵害額の請求は、遺留分に関する権利を行使する旨の意思表示を相手方にする必要がありますが、家庭裁判所の調停を申し立てただけでは相手方に対する意思表示とはなりませんので、調停の申立てとは別に内容証明郵便等により意思表示を行う必要があります。

時効

この遺留分に関する権利を行使する旨の意思表示をしないときは、遺留分侵害額請求権は、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年又は相続開始の時から10年を経過したときに時効によって消滅します。

※令和元年7月1日より前に被相続人が亡くなった場合、この申立てはできません。（遺留分を侵害された者は、改正前民法の規定に基づき、贈与又は遺贈を受けた者に対し、遺留分侵害の限度で贈与又は遺贈された物件の返還を請求する遺留分減殺による物件返還請求等の調停の申立てをすることになります。）

相続税・贈与税 早見表

相続税早見表

課税財産 (課税価格の合計額) (基礎控除前)	一次相続 配偶者がいる場合						二次相続	
	配偶者と子1人		配偶者と子2人		配偶者と子3人		子1人	
	相続税額	実効税率	相続税額	実効税率	相続税額	実効税率	相続税額	実効税率
5,000万円	40	0.8%	10	0.2%	0	0.0%	160	3.2%
6,000万円	90	1.5%	60	1.0%	30	0.5%	310	5.2%
7,000万円	160	2.3%	113	1.7%	80	1.2%	480	6.9%
8,000万円	235	3.0%	175	2.2%	138	1.8%	680	8.5%
9,000万円	310	3.5%	240	2.7%	200	2.3%	920	10.3%
1億円	385	3.9%	315	3.2%	263	2.7%	1,220	12.2%
1億1,000万円	480	4.4%	393	3.6%	325	3.0%	1,520	13.9%
1億2,000万円	580	4.9%	480	4.0%	403	3.4%	1,820	15.2%
1億3,000万円	680	5.3%	568	4.4%	490	3.8%	2,120	16.4%
1億4,000万円	780	5.6%	655	4.7%	578	4.2%	2,460	17.6%
1億5,000万円	920	6.2%	748	5.0%	665	4.5%	2,860	19.1%
1億6,000万円	1,070	6.7%	860	5.4%	768	4.8%	3,260	20.4%
1億7,000万円	1,220	7.2%	975	5.8%	880	5.2%	3,660	21.6%
1億8,000万円	1,370	7.7%	1,100	6.2%	993	5.6%	4,060	22.6%
1億9,000万円	1,520	8.0%	1,225	6.5%	1,105	5.9%	4,460	23.5%
2億円	1,670	8.4%	1,350	6.8%	1,218	6.1%	4,860	24.3%
2億2,000万円	1,970	9.0%	1,600	7.3%	1,443	6.6%	5,660	25.8%
2億4,000万円	2,270	9.5%	1,850	7.8%	1,675	7.0%	6,480	27.0%
2億6,000万円	2,660	10.3%	2,160	8.4%	1,940	7.5%	7,380	28.4%
2億8,000万円	3,060	11.0%	2,510	9.0%	2,240	8.0%	8,280	29.6%
3億円	3,460	11.6%	2,860	9.6%	2,540	8.5%	9,180	30.6%
3億5,000万円	4,460	12.8%	3,735	10.7%	3,290	9.4%	11,500	32.9%
4億円	5,460	13.7%	4,610	11.6%	4,155	10.4%	14,000	35.0%
4億5,000万円	6,480	14.4%	5,493	12.3%	5,030	11.2%	16,500	36.7%
5億円	7,605	15.3%	6,555	13.2%	5,963	12.0%	19,000	38.0%
6億円	9,855	16.5%	8,680	14.5%	7,838	13.1%	24,000	40.0%
7億円	12,250	17.5%	10,870	15.6%	9,885	14.2%	29,320	41.9%
8億円	14,750	18.5%	13,120	16.4%	12,135	15.2%	34,820	43.6%
9億円	17,250	19.2%	15,435	17.2%	14,385	16.0%	40,320	44.8%
10億円	19,750	19.8%	17,810	17.9%	16,635	16.7%	45,820	45.9%

※実効税率は「実際の相続税／相続財産合計額」の算式で計算されているため本来の意味での相続税負担割合がわかります。
 ※各税額は万円未満を、実効税率は小数点2桁を切り上げて表示をしています。

相続税

※相続財産を各法定相続人が法定相続分で取得したものとして算出。配偶者がいる場合には配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用するものとし、他の特例や控除等は考慮していません。

※相続開始前3年以内の贈与はなく、税額控除等の適用はないと仮定。 ※相続税額は相続人全員で支払う総額です。

「相続」について

「相続」への備え

相続税・贈与税

不動産

事業承継

参考情報

贈与税・相続税
早見表

贈与税早見表

(税額の単位:万円)

(税額の単位:万円)

配偶者がいない場合			
子2人		子3人	
相続税額	実効税率	相続税額	実効税率
80	1.6%	20	0.4%
180	3.0%	120	2.0%
320	4.6%	220	3.2%
470	5.9%	330	4.2%
620	6.9%	480	5.4%
770	7.7%	630	6.3%
960	8.8%	780	7.1%
1,160	9.7%	930	7.8%
1,360	10.5%	1,080	8.4%
1,560	11.2%	1,240	8.9%
1,840	12.3%	1,440	9.6%
2,140	13.4%	1,640	10.3%
2,440	14.4%	1,840	10.9%
2,740	15.3%	2,040	11.4%
3,040	16.0%	2,240	11.8%
3,340	16.7%	2,460	12.3%
3,940	18.0%	3,060	14.0%
4,540	19.0%	3,660	15.3%
5,320	20.5%	4,260	16.4%
6,120	21.9%	4,860	17.4%
6,920	23.1%	5,460	18.2%
8,920	25.5%	6,980	20.0%
10,920	27.3%	8,980	22.5%
12,960	28.8%	10,980	24.4%
15,210	30.5%	12,980	26.0%
19,710	32.9%	16,980	28.3%
24,500	35.0%	21,240	30.4%
29,500	36.9%	25,740	32.2%
34,500	38.4%	30,240	33.6%
39,500	39.5%	35,000	35.0%

年間受贈 財産額 (基礎控除前)	特例贈与※①		一般贈与※②	
	贈与税額	実効税率	贈与税額	実効税率
110万円	0	0.0%	0	0.0%
120万円	1	0.9%	1	0.9%
130万円	2	1.6%	2	1.6%
140万円	3	2.2%	3	2.2%
150万円	4	2.7%	4	2.7%
160万円	5	3.2%	5	3.2%
170万円	6	3.6%	6	3.6%
180万円	7	3.9%	7	3.9%
190万円	8	4.3%	8	4.3%
200万円	9	4.5%	9	4.5%
250万円	14	5.6%	14	5.6%
310万円	20	6.5%	20	6.5%
510万円	50	9.8%	55	10.8%
710万円	90	12.7%	115	16.2%
1,110万円	210	19.0%	275	24.8%
1,610万円	410	25.5%	500	31.1%

贈与税

※① 贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人(子・孫等)が、直系尊属(父母・祖父母等)からの贈与により取得した財産

※② 特例贈与以外の財産

本資料にてご案内している金融商品などをお取引の際は、必ずご確認ください。

本資料に関する留意点

- この資料は2024年4月1日現在の法令・税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。諸条件により本資料の内容と異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。
- 対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。
- この資料は、情報提供を目的に作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
- この資料の内容は作成日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- この資料は、当行が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- この資料のデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。
- この資料に記載しているインデックス等の知的所有権その他の一切の権利は、その発行者・許諾者に帰属します。
- 投資の最終決定はご自身でご判断願います。
- この資料でご案内する仕組み図は、京都銀行が取り扱う商品の主な特徴・商品性等をもとに表示したイメージであり、実際に商品に投資した場合と、特徴・商品性は異なります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。
- この資料でご案内する商品には、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生じるリスクがあります。(リスクは商品ごとに異なります。)また、購入・保有・解約等にかかる手数料は商品ごとに異なりますので表示することができません。
- 各商品のリスクや手数料等については、各商品の説明書等でご確認ください。説明書等は、窓口にてご用意しております。